



上三川町への遺言による寄附のご案内

遺言による寄附（遺贈寄附）とは？

遺贈寄付とは、ご自身が死後に残した財産を、遺言によって特定の個人や団体に寄付することです。

「自分が亡くなった後、財産の一部を故郷の上三川町のまちづくりに役立ててほしい」といったご相談をいただくことが近年増えています。そのご遺志を上三川町のために役立てさせていただくために上三川町では金銭による遺贈寄附の受入れを賜っております。

遺贈寄附の使い道

上三川町では「教育」「福祉」「いちご一会とちぎ国体レガシー事業」などの取組の中から使い道をお選びいただけます。また詳細を指定せず、広くまちづくりのために必要な事業に活用することをお選びいただくことも可能です。



子どもの健全育成・教育施設整備のための事業



だれもが元気になる健康福祉のまちづくり事業



フェンシング普及・啓発事業
いちご一会とちぎ国体レガシー事業

遺贈寄附の方法

ご自身が亡くなった後、自身の財産を寄附する方法は、寄附を希望される方が「亡くなったら財産の一部※¹を上三川町に寄附する」旨の遺言書を作成することが有効です※²。

この遺言書の作成には、民法で定められた形式をとる必要があることや、遺言の内容を実行する「遺言執行者」を指定する必要があることなど、法的に有効なものとするために、専門的な知識が必要です。

このような場合、金融機関の遺言信託を利用することで、費用はかかりますが、遺言書の作成のお手伝いから、亡くなった際の寄附の実行まで金融機関が行ってくれるため、確実にご希望を叶えることができ、また相続人の方々の手を煩わせることもありません。

なお、上三川町では協定先の足利銀行の専門スタッフに、遺贈寄付に関する相談をすることができます。

※1…寄附を受ける財産は原則金銭に限らせていただいております。

※2…遺言書を作成しない方法としては、相続人が相続人の意志により寄附をする「相続財産からの寄附」などがございます。

遺贈寄付の流れ

- 1 亡くなったら財産を上三川町に寄附したい
- ↓
- 2 遺言での寄附について足利銀行に相談する
- ↓
- 3 亡くなったら上三川町に寄附する旨の遺言書を作成する
- ↓
- 4 将来、亡くなった際に遺言が執行され上三川町に寄附

問い合わせ先（協定先金融機関）

上三川町では、足利銀行と協定を締結しておりますので、足利銀行の専門スタッフから遺贈寄附のご相談を無料で受けることができます（実際のサービスを受けられるときには費用が掛かります）。

足利銀行 個人コンサルティング部 電話 028-626-0051

受付時間 平日 9:00～17:00 （銀行休業日を除く）

上三川町 総務課 秘書係